

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和3年9月1日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条 第1項 別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・22の2・24の2・25・25の2・30・31の2・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55・55の2・59の3条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46・47条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び被保険者と同一の世帯員
その必要性	個人を正確に特定し、適正な管理のもと、公平かつ公正な介護保険事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報:対象者を正確に特定するために保有する。 ・連絡先等情報:世帯主を含む被保険者の現住所や、加入資格情報等を把握するために保有する。 ・医療保険関係情報:給付事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報:保険給付の算定に用いる所得区分の判定を行うため保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月
⑥事務担当部署	介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、国保年金課、保健福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (国民健康保険団体連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者の資格及び保険料情報を正確に把握する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、市民課、国保年金課、各地区保健福祉センター、各支所、各市民サービスセンター、情報政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	介護保険法に基づく、介護保険事務(資格、賦課、収納、認定、給付)において使用する。	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票関係情報と突合して、資格の状況を確認する。 ・地方税関係情報と突合して、所得額を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	介護保険システム運用支援等業務	
①委託内容	介護保険システムの運用に係る支援等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	介護保険事務業務委託	
①委託内容	保険料納付書や各種お知らせハガキの作成などの介護保険事務等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社FSK	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (32) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (9) 件 [] 行っていない
提供先1	別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 各項(別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2 第2欄に掲げる事務(別添3「特定個人情報の提供先一覧」参照)
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	市民協働部 国保年金課	
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先2～5		
移転先2	市民協働部 国保年金課	
①法令上の根拠	市民協働部 国保年金課	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先3	総合政策部 広報広聴課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	災害対策基本法の規定による被災者台帳の作成に関する事務
③移転する情報	介護保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先5	保健福祉部 保健福祉課	
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	
③移転する情報	介護保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先6～10		
移転先6	保健福祉部 障がい福祉課	
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先7	保健福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	介護保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	保健福祉部 保健福祉課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置による外国人の保護に関する事務
③移転する情報	介護保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先9	危機管理部 危機管理課
①法令上の根拠	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務
③移転する情報	介護保険関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><いわき市における措置> 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

|

|

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。また、届出書は必要最低限の情報の記載となるような様式とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	業務上、必要とする所属の職員に限定し、個人ごとにIDを割り当て、共用IDは禁止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	番号法、いわき市個人情報保護条例及びいわき市情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティ実施手順を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託の許可の際、本契約に定める各条項を厳守するよう、再委託先にも周知徹底することを誓約させている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・介護保険システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。 ・ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。
その他の措置の内容	ハードディスク、USBメモリ・CDへの書き込みをシステム側で禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><いわき市における措置></p> <p>団体内統合利用番号連携サーバーは権限のない者のアクセスを認めない仕組みとする。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><いわき市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。 ・委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、情報公開センターへ郵送で請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	いわき市 保健福祉部 介護保険課 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 0246-22-1193
②対応方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年8月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 6②所属長	長寿介護課長 駒木根 通人	長寿介護課長 江尻 卓資	事後	
平成31年2月12日	I 6②所属長の役職名	長寿介護課長 江尻 卓資	長寿介護課長	事後	
平成31年2月12日	Ⅲ7② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
平成31年2月12日	I 5②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・109・117・119の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・25・25の2・30・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55の2・59の3条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第93・94・95の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・22の2・24の2・25・25の2・30・31の2・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55・55の2・59の3条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第93・94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条</p>	事後	
平成31年4月1日	I 6①部署	保健福祉部長寿介護課	保健福祉部介護保険課	事後	
平成31年4月1日	I 6②所属長の役職名	長寿介護課長	介護保険課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ2⑥事務担当部署	長寿介護課	介護保険課	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ3④使用の主体(使用部署)	長寿介護課、市民課、国保年金課、各地区保健福祉センター、各支所、各市民サービスセンター、情報政策課	介護保険課、市民課、国保年金課、各地区保健福祉センター、各支所、各市民サービスセンター、情報政策課	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ2①連絡先	いわき市 保健福祉部 長寿介護課 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 0246-22-1193	いわき市 保健福祉部 介護保険課 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 0246-22-1193	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ4③委託先	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ5移転先3	総合政策部 ふるさと再生課	総合政策部 広報広聴課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ5移転先9	総合政策部 危機管理課	危機管理部 危機管理課	事後	
令和3年9月1日	I 5②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・22の2・24の2・25・25の2・30・31の2・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55・55の2・59の3条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の第93・94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・22の2・24の2・25・25の2・30・31の2・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55・55の2・59の3条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二の第93・94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条</p>	事後	

(別添1)特定個人情報ファイルの記録項目	
項目名	項目名
《宛名情報》	
1.保険者番号	39.転入出区分
2.市町村コード	40.転入出住所
3.宛名コード	41.転入出住所方書
4.履歴番号	42.送付先名
5.世帯コード	43.送付先住所コード
6.基本氏名カナ	44.送付先市内外住所区分
7.基本氏名	45.送付先カスタマーバーコード
8.基本通称名カナ	46.送付先住所
9.基本通称名	47.送付先住所方書
10.氏名利用区分	48.送付先郵便番号
11.基本生年月日	49.送付先開始日
12.基本性別コード	50.送付先開始理由コード
13.基本続柄コード	51.送付先終了日
14.基本住所コード	52.送付先終了理由コード
15.基本市内外区分	53.送付先備考
16.基本カスタマーバーコード	54.送付先利用区分
17.基本住所	55.自宅連絡先名
18.基本住所方書	56.自宅電話番号
19.基本郵便番号	57.自宅FAX番号
20.地区コード1	58.勤務先連絡先名
21.地区コード2	59.勤務先名称
22.地区コード3	60.勤務先電話番号
23.地区コード4	61.勤務先内線番号
24.地区コード5	62.その他連絡先名
25.住民区分	63.その他名称
26.住民日届出日	64.その他連絡先電話番号
27.住民日異動日	65.その他内線番号
28.住民日異動事由コード	66.連絡先備考
29.非住民日届出日	67.その他連絡先名2
30.非住民日異動日	68.その他名称2
31.非住民日異動事由コード	69.その他連絡先電話番号2
32.基本届出日	70.その他内線番号2
33.基本異動日	71.その他連絡先名3
34.基本異動事由コード	72.その他名称3
35.国籍コード	73.その他連絡先電話番号3
36.入国目的コード	74.その他内線番号3
37.在留期間開始日	75.個人番号
38.在留期間終了	
《認定情報》	
1.保険者番号	50.意見書医区分
2.市町村コード	51.かかりつけ医意見書作成依頼日
3.支所コード	52.かかりつけ医意見書作成日
4.被保険者番号	53.かかりつけ医意見書入手日
5.履歴番号	54.疾病区分
6.要介護認定申請日	55.傷病名
7.調査回数	56.一次審査日
8.認定状態区分	57.一次審査要介護状態区分
9.認定進行フラグ	58.一次判定結果(認知症加算)
10.訪問調査進行フラグ	59.二次審査依頼日
11.意見書進行フラグ	60.二次審査会
12.審査会進行フラグ	61.審査会会場コード
13.要介護認定廃止区分	62.審査会開始時刻
14.要介護認定廃止日	63.審査会コード
16.職権修正区分	64.審査順番番号
17.職権修正日	65.一次判定結果変更事由
18.職権修正者管理市町村コード	66.二次審査要介護状態区分
19.職権修正者コード	67.認定有効月数
20.要介護認定申請区分	68.要介護認定日
21.受付場所コード	69.認定有効開始日
22.申請者関係コード	70.認定有効終了日
23.申請代行業者管理市町村コード	71.要介護認定認定理由コード

(別添1)特定個人情報ファイルの記録項目	
項目名	項目名
24.申請者宛名コード	72.認定通知書通知日
25.申請者氏名	73.認定通知書最新発行日
26.申請者住所	74.処分延期事由コード
27.申請者郵便番号	75.処分延期決定日
28.申請者郵便番号	76.認定処理予定日
29.入所施設管理市町村コード	77.処分延期事由コード
30.入所施設コード	78.処分延期決定日
31.訪問調査回数	79.認定処理予定日
32.調査委託日	80.処分延期通知書最新発行日
33.予定調査実施日	81.処分延期通知書通知日
34.訪問調査日	82.処分延期通知書発行回数
35.訪問調査開始時刻	83.備考訪問調査
36.調査委託事業者管理市町村コード	84.備考意見書
37.調査委託事業者コード	85.備考審査会
38.訪問調査管理市町村コード	86.認定センタ送信日
39.訪問調査員コード	87.再調査区分
40.調査結果入手日	88.廃止フラグ
41.かかりつけ医医療機関管理市町村コード	89.認知症高齢者の目印
42.かかりつけ医コード	90.法改正フラグ
43.かかりつけ医氏名	91.蓋然性評価コード
44.意見書回数	92.蓋然性評価パーセント
45.意見書作成医療機関管理市町村コード	93.推定給付区分コード
46.意見書作成医医療機関コード	94.要介護1状態像コード
47.意見書作成医管理市町村コード	95.審査会意見
48.意見書作成医コード	96.不服審査前の二次審査要介護状態区分
49.意見書作成医氏名	
《資格情報》	
1.保険者番号	26.証返還督促状発行日
2.市町村コード	27.証返還督促状発行回数
3.被保険者番号	28.証返還督促状番号
4.資格得喪履歴連番	29.施設入所履歴連番
5.宛名コード	30.施設入所日
6.資格異動日	31.施設退所日
7.資格取得日	32.入所施設事業者コード
8.資格喪失日	33.施設入所種別区分
9.一号該当日	34.他市町村住所地
10.資格異動事由コード	35.旧措置フラグ
11.資格情報削除フラグ	36.旧措置者フラグ
12.被保険者区分	37.旧措置者終了日
13.被保険者送付先連番	38.入所連絡票送付日
14.資格届出日	39.退所連絡票送付日
15.市町村資格取得日	40.変更連絡票送付日
16.市町村資格喪失日	41.転出通知送付日
17.市町村一号該当日	42.退所理由区分
18.異動フラグ	43.適用開始日
19.証振分区分	44.他市町村コード
20.証交付状況区分	45.他市町村被保険者番号
21.証交付日	46.入所連絡票受理日
22.証有効開始日	47.退所連絡票受理日
23.証有効期限日	48.変更連絡票受理日
24.証作成事由コード	
25.証返還日	
《賦課情報》	
1.保険者番号	44.随時-期別督促納期限
2.市町村コード	45.随時-期別調定月
3.被保険者番号	46.随時-期別不納欠損額
4.賦課年度	47.減免申請日
5.賦課情報履歴連番	48.減免申請状態区分
6.徴収方法区分	49.減免猶予申請事由コード
7.賦課期日	50.申請者関係コード
8.賦課更正事由コード	51.申請者氏名
9.賦課処理日	52.申請者郵便番号
10.所得段階	53.申請者住所

項目名		項目名	
11.所得段階		54.申請者電話番号	
12.算定保険料		55.申請受付日	
13.減免額		56.減免猶予区分	
14.差引保険料額		57.決却下日	
15.特徴-現年度期別データ		58.減免猶予事由コード	
16.特徴-期別期		59.減免猶予率	
17.特徴-期別保険証額		60.減免猶予金額	
18.特徴-期別収納額		61.減免猶予開始日	
19.特徴-期別納期限		62.減免猶予終了日	
20.特徴-期別最終領収日		63.捕捉年月	
21.特徴-期別調定月		64.特徴仮徴収期別保険料額	
22.普徴-現年度期別調定月		65.レコード区分	
23.普徴-期別期		66.回送市町村コード	
24.普徴-期別保険料額		67.特別徴収義務者コード	
25.普徴-期別収納額		68.通知内容コード	
26.普徴-期別防期限		69.特別徴収制度コード	
27.普徴-期別処分管理区分		70.作成年月日	
28.普徴-期別処分管理日		71.基礎年金番号	
29.普徴-区別処分管理理由区分		72.年金コード	
30.普徴-期別最終領収日		73.生年月日	
31.普徴-期別督促納期限		74.性別コード	
32.普徴-期別調定月		75.氏名カナ	
33.普徴-期別不納付損額		76.氏名シフトコード1	
34.随時期別データ		77.氏名	
35.随時-期別調定年度		78.氏名シフトコード2	
36.随時-期別期		79.郵便番号	
37.随時-期別保険料額		80.住所カナ	
38.随時-期別収納額		81.住所シフトコード1	
39.随時-期別納期限		82.住所	
40.随時-期別処分管理区分		83.住所シフトコード2	
41.随時-期別処分管理日		83.処理結果	
42.随時-期別処分管理理由区分		84.後期移管コード	
43.随時-期別最終領収日			
《<収納情報>》			
1.保険者番号		43.過誤納発生事由区分	
2.市町村コード		44.過誤納金額	
3.被保険者番号		45.返納金額	
4.納付区分		46.還付金額	
5.還付支払方法区分		47.充当金額	
6.減免徴収猶予通知書送付先連番		48.過誤納整理日	
7.納付通知書送付先連番-連帳		49.充当決議日	
8.納入告知書送付先連番-連帳		50.還付決議日	
9.口座開始お知らせ送付先連番		51.還付支払日	
10.過誤納関連通知書送付先連番		52.歳入歳出区分	
11.督促状送付先連番		53.歳入年度	
12.催告書送付先連番		54.現年度滞納区分	
13.納入告知書送付先連番-単票		55.期別連番	
14.口座振替結果通知書送付先連番		56.収納日	
15.お知らせ発行区分		57.延滞金額	
16.納付口座連番1		58.督促手数料	
17.納付口座開始年1		59.還付-還付加算金	
18.還付口座連番1		60.充当-先被保険者番号	
19.還付口座開始年月1		61.充当-先調定年度	
20.収納区分		62.充当-先賦課年度	
21.保険料収納額		63.充当-先徴収方法区分	
22.発生過誤納金額		64.充当-先期別	
23.延滞金額		65.充当-先調定	
24.督促手数料		66.充当-先充当金額	
25.還付加算金		67.充当-先延滞金額	
26.収納日		68.充当-先督促手数料額	
27.領収日		69.還付口座振込依頼フラグ	
28.消込日		70.還付口座振込依頼日	
29.納付区分		71.還付請求書発行フラグ	

(別添1)特定個人情報ファイルの記録項目	
項目名	項目名
30.発生過誤納延滞金額	72.還付請求発行日
31.発生過誤納手数料額	73.還付支払方法区分
32.調定月	74.督促催告区分
33.年金保険者番号	75.収納済フラグ
34.過誤納年度	76.督促催告停止フラグ
35.過誤納連番	77.督促催告停止日
36.賦課年度	78.催告回数
37.弔意定年度	79.督促状通知書番号
38.徴収方法区分	80.督促日
39.期別	81.催告日
40.過誤納処理済区分	82.督促納期限
41.還付充当区分	83.保険料収納額
42.過誤納発生日	84.保険料収納日
《給付情報》	
1.保険者番号	51.口座名義人
2.市町村コード	52.送付先連番
3.被保険者番号	53.送付先宛名コード
4.居宅有効開始日	54.貸付申請区分コード
5.居宅有効終了日	55.貸付番号
6.最新届出フラグ	56.貸付日
7.届出日	57.貸付額
8.届出区分	58.貸付終了日
9.作成区分	59.保険請求額
10.居宅介護支援事業所番号	60.利用者負担額
11.事業者区分	61.国保連提出区分コード
12.介護支援専門員名	62.支給区分コード
13.計画変更事由	63.支給決定日
14.小規模多機能居宅サービス利用有無	64.点数
15.電話番号	65.支払金額合計
16.委託先居宅介護支援事業者番号	66.支給不支給理由
17.申請者関係コード	67.受領委任区分
18.代理人-委任日	68.受領委任事業者番号
19.代理人-郵便番号	69.償還処理状態区分
20.代理人-住所	70.支払状態区分
21.代理人-電話番号	71.領収証確認フラグ
22.代理人-氏名	72.サービス提供証明書確認フラグ
23.申請受付日	73.受領委任確認フラグ
24.申請受付者所属コード	74.審査自庁区分
25.申請受付者職員コード	75.支払予定開始日-委託時窓口払用
26.申請受付場所コード	76.支払予定終了日-委託時窓口用
27.支所コード	77.償還連絡票作成年月
28.国保連提出区分	78.福祉用具購入日
29.国保連送付済フラグ	79.福祉用具商品名
30.対象年月	80.福祉用具種目コード
31.種別区分	81.福祉用具製造事業者名
32.作成日	82.福祉用具販売事業者名
33.給付管理票作成区分	83.販売事業者電話番号
34.居宅介護サービス計画作成区分	84.保険給付率
35.要介護状態区分	85.購入金額
36.限度額適用開始年月	86.保険請求算定額
37.限度額適用終了年月	87.支給予定額
38.支給限度額39.前月まで給付計画日数	88.品目コード
40.指定サービス分小計	89.審査方法区分コード
41.基準該当サービス分小計	90.住宅改修着工日
42.給付計画合計点数	91.住宅改修完成日
43.担当介護支援専門員番号	92.住宅改修事業名
44.委託先担当介護支援専門員番号	93.住宅改修事業者電話番号
45.申請届出日	94.申請者関係区分コード
46.申請受付日	95.所有者名
47.申請受付者所属コード	96.住宅改修先住所連番
48.申請受付者職員コード	97.住宅改修先郵便番号
49.申請受付場所コード	98.住宅改修先住所
50.口座名義人カナ	99.住宅改修先電話番号

(別添1)特定個人情報ファイルの記録項目	
項目名	項目名
100.住宅改修内容	163.過誤識別区分
101.理由書作成日	164.申立元区分
102.理由書作成事業者番号	165.市町村コード-調定情報
103.理由書作成者名	166.被保険者-調定情報
104.自己負担支払額	167.賦課年度
105.自己負担開始年月日	168.調定年度
106.自己負担終了年月日	169.徴収方法区分
107.自己負担日数	170.期別
108.特入基準日	171.期別保険料額
109.特入利用者負担段階	172.期別集能率
110.特入認定日	173.納期限
111.特入開始日	174.処分管理区分
112.特入終了日	175.徴収猶予フラグ
113.特入認定区分	176.期別控除額
114.負担限度額ユニット型個室	177.給付制限種類区分
115.負担限度額ユニット型準個室	178.給付制限適用決定日
116.負担限度額多床室	179.給付制限状態区分
117.負担限度額食費	180.給付制限解除理由
118.サービス提供年月	181.給付制限適用開始日
119.サービス明細	182.給付制限適用終了日
120.サービス種類コード	183.弁明通知書通知日
121.サービス項目コード	184.弁明取消日
122.費用単価	185.給付制限決定通知書通知日
123.負担限度額	186.弁明提出期限日
124.日数	187.予告通知書番号
125.世帯コード	188.通知書番号
126.所得区分コード	189.弁明書提出フラグ
127.高齢福祉年金受給の有無	190.弁明書入手日
128.利用者負担代2段階	191.弁明書理由
129.激変緩和措置対象者区分	192.送付先連番
130.境界層区分コード	193.減額計算期間開始年月日
131.境界前所得区分コード	194.減額計算終了年月日
132.支給申請書出力の有無	195.徴収権消滅期間
133.高額支給額	196.納付済期間
134.元利用者負担額合計	197.給付制限適用決定日
135.元算定基準額	198.免除申請額
136.元高額支給額	199.免除期間開始日
137.戻入区分	200.免除期間終了日
138.備考	201.免除状態区分
139.対象者情報作成年月日	202.免除認定日
140.勸奨通知書番号	203.減額申請日
141.勸奨通知書作成日	204.減額状態区分
142.住所地特例区分	205.減額申請受領日
143.世帯合算区分コード	206.減額申請番号
144.社福軽減率	207.減額申請者郵便番号
145.社福利用者負担額	208.減額申請者住所
146.社福軽減額	209.減額申請者氏名
147.社福軽減利用者負担額	210.減額申請者電話番号
148.給付実績区分コード	211.申請者関係コード
149.給付実績情報作成区分コード	212.減額認定日
150.前保険請求書	213.減額申請理由コード
151.後保険請求額	214.その他の減額申請理由
152.後利用者負担額	215.減額開始日
153.生年月日	216.減額終了日
154.性別コード	217.減額認定証最新発行日
155.要介護状態区分コード-国保連	218.減額認定証発行回数
156.老人保健市町村番号	219.減額認定証通知書
157.老人保健受給者番号	220.減額取消日
158.後期保険者番号	221.減額取消理由コード
159.後期被保険者番号	222.その他減額取消理由
160.申立理由番号	223.所得基準日
161.当初単位数	224.世帯所得区分コード
162.申立年月日	225.税区分

(別添1)特定個人情報ファイルの記録項目	
項目名	項目名
226.生活保護区分	289.訪問認定理由コード
227.減額結果通知書最新発行日	290.その他の訪問認定理由
228.減額結果通知書発行回数	291.訪問開始日
229.減額結果通知書通知日	292.訪問終了日
230.申請日	293.訪問結果通知書最新発行日
231.状態区分	294.訪問結果通知書発行回数
232.旧措置者受理日	295.訪問結果通知書通知日
233.旧措置者申請番号	296.訪問認定最新発行日
234.旧措置者申請者郵便番号	297.訪問認定発行回数
235.旧措置者申請者住所	298.訪問取消日
236.旧措置者氏名	299.訪問取消理由コード
237.旧措置者申請者電話番号	300.その他の訪問取消理由
238.申請者関係コード	301.身体障害者等級区分
239.旧措置者認定日	302.身体障害者番号1
240.旧措置者申請理由コード	303.身体障害者2
241.その他旧措置者申請理由	304.被保険者資格喪失年月日
242.旧措置者給付率	305.被保険者資格喪失事由
243.旧措置者認定理由コード	306.国保-保険者番号
244.その他の旧措置者認定理由	307.国保-被保険者証番号
245.旧措置者減免開始日	308.国保-世帯番号
246.旧措置者減免終了日	309.国保-続柄
247.旧措置者認定証最新発行日	310.国保-保険者名称
248.旧措置者認定証発行回数	311.国保-加入期間-開始年月日
249.旧措置者認定証通知書	312.国保-加入期間-終了期間
250.旧措置者取消日	313.4月度自己負担額
251.旧措置者取消理由	316.4月度70-74歳負担額
252.特定申請日	315.4月度高額支給額
253.特定状態区分	316.5月度負担額
254.特定申請受理日	317.5月度70-74歳負担額
255.特定申請番号	318.5月度高額支給額
256.特定申請者郵便番号	319.6月度負担額
257.特定申請者住所	320.6月度70-74歳負担額
258.特定申請者氏名	321.6月度高額支給額
259.特定申請者電話番号	322.7月度負担額
260.特定認定日	323.7月度70-74歳負担額
261.特定申請理由コード	324.7月度高額支給額
262.その他特定申請理由	325.8月度負担額
263.その他の特定認定理由	326.8月70-74歳負担額
264.特定開始日	327.8月度高額支給額
265.特定終了日	328.9月度負担額
266.特定認定証最新発行日	329.9月度
267.特定認定証発行回数	70-74歳負担額
268.特定認定証通知日	330.9月度高額支給額
269.特定取消日	331.10月度負担額
270.特定取消理由コード	332.10月度70-74歳負担額
271.その他特定取消理由	333.10月度高額支給額
272.特定結果通知書最新発行日	334.11月度負担額
273.特定結果通知書発行回数	335.11月度70-74歳負担額
274.特定結果通知書通知日	336.11月度高額支給額
275.訪問申請日	337.12月度負担額
276.訪問状態区分	338.12月度70-74歳負担額
277.訪問申請受理日	339.12月度高額支給額
278.訪問申請番号	340.翌1月度自己負担額
279.訪問申請者郵便番号	341.翌1月度70-74歳負担額
280.訪問申請者住所	342.翌1月度高額支給額
281.訪問申請者氏名	343.翌2月度負担額
282.訪問申請者電話番号	344.翌2月度70-74歳負担額
283.申請者関係コード	345.翌2月度高額支給額
284.訪問認定日	346.翌3月度負担額
285.訪問申請理由コード	347.翌3月度70-74歳負担額
286.その他の申請理由	348.翌3月度高額支給額
287.特別対策給付率	349.翌4月度負担額
288.訪問該当フラグ	350.翌4月度70-74歳負担額

(別添1)特定個人情報ファイルの記録項目	
項目名	項目名
351.翌4月度高額支給額	
352.翌5月度負担額	
353.翌5月度70-74歳負担額	
354.翌5月度高額支給額	
355.翌6月度負担額	
356.翌6月度70-74歳負担額	
357.翌6月度高額支給額	
358.翌7月度負担額	
359.翌7月度70-74歳負担額	
360.翌7月度高額支給額	
361.自己負担額合計	
362.70-74歳負担額合計	
363.高額支給額合計	
364.世帯負担総額	
365.介護等合算一部負担金等世帯合算額	
366.70以上一部負担金等世帯合算額	
367.介護等合算算定基準額	
368.70以上介護等合算算定基準額	
369.世帯支給総額	
370.うち70以上分世帯支給総額	
371.案分後支給額	
372.うち70以上分按分後支給額	
373.連絡票取込年月	
374.連絡票作成元区分	
375.連絡票状態区分	
376.決定状態区分	
377.介護給地所得者1再計算実施の有無	
378.前-世帯負担総額	
379.前-介護等合算一部負担金等世帯額	
380.前-介護等合算算定基準額	
381.前-70以上介護等合算算定基準額	
382.前-世帯支給額	
383.前-うち70以上分世帯支給総額	
384.前-按分後支給額	
385.前-うち70以上分按分後支給額	
386.70歳以上負担額	
387.70歳以上按分率分母	
388.70歳以上支給額	
389.70歳未満支給額	
390.按分率分子	
391.按分率分母	

別添3 特定個人情報の提供先一覧（番号法第19条第7号別表第二に定める事務）

別表2 項番	情報照会者	提供先における事務
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56の2	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表2 項番	情報照会者	提供先における事務
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域 連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
81	後期高齢者医療広域 連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
90	都道府県知事又は広 島市長若しくは長崎市 長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
93	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
95	厚生労働大臣又は共 済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保 健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市 町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
109	都道府県知事又は市 町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの